

令和6年第1回隱岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 令和6年3月4日

招集場所 隠岐の島町下西78番地2 隠岐の島町役場

開会(開議) 令和6年3月4日(月) 9時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 2番 牧野 牧子 議員 3番 藤野 定幸 議員

1. 出席議員

1番	岡田	智子	7番	村上	謙武	13番	石田	茂春
2番	牧野	牧子	8番	菊地	政文	14番	高宮	陽一
3番	藤野	定幸	9番	西尾	幸太郎	15番	米澤	壽重
4番	齋藤	則子	10番	池田	賢治	16番	池田	信博
5番	田中	一隆	11番	安部	大助			
6番	大江	寿	12番	前田	芳樹			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町長	池田	高世偉	地域振興課長	宇野	慎一
副町長	大庭	孝久	上下水道課長	村上	和久
教育長	野津	浩一	建設課長	田中	文男
代表監査委員	嶽野	正弘	施設管理課長	増本	直行
総務課長	吉田	隆	危機管理室長	曾我部	一彦
会計管理者	齋藤	和幸	水産振興室長	橋本	博志
財政課長	長田	寿幸	都市計画課長	石田	傑
税務課長	池本	繁樹	総務学校教育課長	金井	和昭
町民課長	和田	美由貴	社会教育課長	中村	恒一
保健福祉課長	野津	千秋	布施支所長	山根	淳
住民福祉担当課長	広江	和彦	五箇支所長	藤野	一
環境課長	原	秀人	都万支所長	近藤	勝志
エネルギー対策室長	野津	寿天	中出張所長	茶山	宏
商工観光課長	鳥井	登	中央公民館長	田中	拳
農林水産課長	河北	尚夫			

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 村上克樹 庶務係長 齋賀千春

1. 町長提出議案の題目

- 議第 4号 隠岐の島町水道事業給水条例の全部を改正する条例
議第 5号 隠岐の島町職員定数条例の一部を改正する条例
議第 6号 隠岐の島町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
議第 7号 隠岐の島町設置に係る公の施設の利用規制に関する条例の一部を改正する条例
議第 8号 隠岐の島町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例
議第 9号 隠岐の島町公共下水道施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
議第 10号 隠岐の島町集落排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
議第 11号 隠岐の島町市町村設置型浄化槽設置及び管理条例の一部を改正する条例
議第 12号 隠岐の島町下水道使用料条例の一部を改正する条例
議第 13号 隠岐の島町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
議第 14号 隠岐の島町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の一部を改正する条例
議第 15号 隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議第 16号 隠岐の島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
議第 17号 隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例
議第 18号 隠岐の島町特別会計条例の一部を改正する条例
議第 19号 隱岐の島町税等の徴収一元化に関する条例の一部を改正する条例
議第 20号 隠岐の島町分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例
議第 21号 隠岐の島町漁港設置及び管理条例の一部を改正する条例
議第 22号 隠岐の島町公営住宅管理条例の一部を改正する条例
議第 23号 隠岐の島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
議第 24号 隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議第 25号 隠岐の島町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術

- 管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 26 号 隠岐の島町公営企業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 27 号 隠岐の島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 28 号 隠岐の島町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例
- 議第 29 号 隠岐の島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 30 号 隠岐の島町共同利用牛舎施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議第 31 号 隠岐の島町納税組合奨励条例を廃止する条例
- 議第 32 号 隠岐の島町訪問看護ステーション設置及び管理条例等を廃止する条例
- 議第 33 号 隠岐の島町遊漁対策振興施設設置及び管理条例を廃止する条例
- 議第 34 号 隠岐の島町光ファイバー伝送路中継施設設置及び管理条例を廃止する条例
- 議第 35 号 隠岐の島町空き家等の適正管理に関する条例を廃止する条例
- 議第 36 号 辺地に係る総合整備計画の一部変更について
- 議第 37 号 工事請負変更契約の締結について〔令和3年度社交金町道中町中条線一本橋橋梁更新工事〕
- 議第 38 号 工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町中出張所等複合新庁舎敷地造成(第2期)工事〕
- 議第 39 号 工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町中出張所等複合新庁舎建築工事〕
- 議第 40 号 工事請負契約の締結について〔都万目の民家保存修理工事〕
- 議第 41 号 令和5年度隠岐の島町一般会計補正予算(第9号)
- 議第 42 号 令和5年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)
- 議第 43 号 令和5年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計補正予算(第4号)
- 議第 44 号 令和5年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計補正予算(第3号)
- 議第 45 号 令和5年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計補正予算(第3号)
- 議第 46 号 令和5年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第4号)

- 議第 47 号 令和 5 年度隱岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 48 号 令和 5 年度隱岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
議第 49 号 令和 5 年度隱岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議第 50 号 令和 5 年度隱岐の島町国民健康保険施設勘定（西郷歯科診療所）特別会計補正予算（第 3 号）
議第 51 号 令和 5 年度隱岐の島町上水道事業会計補正予算（第 3 号）
議第 52 号 令和 6 年度隱岐の島町一般会計予算
議第 53 号 令和 6 年度隱岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算
議第 54 号 令和 6 年度隱岐の島町駐車場事業特別会計予算
議第 55 号 令和 6 年度隱岐の島町中財産区特別会計予算
議第 56 号 令和 6 年度隱岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
議第 57 号 令和 6 年度隱岐の島町水道事業会計予算
議第 58 号 令和 6 年度隱岐の島町下水道事業会計予算
諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

議事の経過

○議長（池田信博）

ただ今から、令和 6 年第 1 回隱岐の島町議会定例会を開会いたします。

（開議宣言 9 時 30 分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隱岐の島町議会会議規則第 125 条の規定により 2 番：牧野 牧子 議員、

3 番：藤野 定幸 議員を指名します。

日程第 2. 会期の決定

「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 15 日までの 12 日間にしたいと思います。
これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から 3 月 15 日までの 12 日間に決定いたしました。

日 程 第 3. 諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

去る、令和 5 年第 4 回定例会以降の議会に関する行事・会議等は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

主なるものについて、ご報告申し上げます。

2 月 22 日に、島根県民会館中ホールにおいて、「竹島の日記念式典」「竹島・北方領土返還要求運動島根県民大会」が、一般の方々を含む 300 名を超える参加者により開催されました。

本町議会からは、私と竹島対策特別委員会委員 5 名が参加いたしました。

主催者、来賓の方々のご挨拶に続いて、竹島領土権確立隱岐期成同盟会会长の、池田町長のご挨拶がございました。引き続いて、竹島に関する調査・研究等の功績者に対する感謝状が贈呈され、隱岐の島町からは、前町長の松田和久氏が、その功績に対して「知事感謝状」を授与されました。功績者各位には、改めまして敬意を表します。

続いて、竹島の領有権の早期確立を求める特別決議では、韓国に対する日本政府の毅然とした姿勢による外交交渉と、それを後押しする力強い国民世論が必要であるとし、政府に対し、国内はもとより国際社会に対する積極的な啓発活動や国際司法裁判所への提訴、学校教育での取り組みの強化等々、7 項目の実現について強く要望する決議をいたしました。

次に、2 月 16 日の議会運営委員会までに 2 件の陳情等を受理いたしました。

お手元に配付の「請願・陳情文書表」のとおり、議員配付及び委員会に付託することにいたしましたので、ご理解願います。

次に、去る第 4 回定例会において議決されました議員提出議案について、お手元に配付の「意見書処理報告」のとおり関係先に送付いたしました。

最後に、議員の派遣について前回の定例会に諮ることのできなかった派遣につき、別紙のとおりご報告いたします。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管しておりますので、必要に応じてご覧ください。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

日 程 第 4. 行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：池田町長

○番外（町長 池田高世偉）

皆さんおはようございます。

令和6年第1回隱岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

寒さの中にも春の気配を感じる今日このごろでございますが、議員各位には、ますますご壮健のご様子、まずもってお慶び申し上げます。

本日は、令和6年第1回隱岐の島町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙にも関わりませずご出席を賜りありがとうございます。

本議会は、条例の改正及び廃止、工事請負変更契約の締結、令和5年度一般会計及び特別会計の補正予算、並びに令和6年度一般会計及び特別会計の当初予算など58件の諸議案を提案させていただきます。

どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切なご指導を賜りますよう、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、12月に開催をいたしました「令和5年第4回隱岐の島町議会定例会」以降の主な事項につきまして、ご報告を申し上げます。

最初に、「竹島の日」記念式典の参加について、ご報告申し上げます。

2月22日に松江市の島根県民会館で開催されました「第19回竹島の日記念式典、竹島・北方領土返還要求運動県民大会」に出席してまいりました。今回の式典からコロナ禍以前の規模に戻り、来賓・主催者及び一般参加者を含め328名が参加されました。

式典におきましては、本町を代表いたしまして、「竹島問題の早期解決」に向けた本町の現状と取り組みについて、ご報告いたしますとともに、かねてからの念願であります、「暫定水域における漁業秩序の早期確立」、「国境離島における海上警備体制の更なる強化」などを訴えてまいりました。

来年は、平成17年に島根県が「竹島の日を定める条例」を制定してから20年の節目を迎えます。竹島を所管する自治体として、改めまして、島根県をはじめとする関係の皆様に竹島問題の解決と、記憶・記録の継承にお力添えを賜りますよう、お願ひを申し上げたところであります。

また、式典では、前隱岐の島町長、松田和久氏の永年の功績が称えられ、島根県知事より感謝状が贈呈されましたことを申し添えます。

式典の開催にあたり、島根県をはじめ、関係機関の皆様のご尽力に対し厚くお礼を申し上げます。

次に、「初場所牛突き大会」について、ご報告申し上げます。

1月14日、隠岐モードームにおいて、初場所牛突き大会が開催され、参加してまいりました。3歳と4歳の牛による8番の取組みでしたが、若い牛らしくスピード感があり、大変勢いのある牛突きを披露していただきました。

当日は、300名以上のお客様が来場され、島内のご家族連れ、若いグループ、また観光客の姿も見受けられました。800年余の歴史を誇る本町の牛突き習俗の圧倒的な迫力に、館内は大きな歓声に包まれるとともに、高揚感と一体感に溢れ、町政20周年となる本年の幕開けにふさわしい大会となりました。

全隠岐牛突き連合会関係者の皆様方には、開催にあたり、多大なご尽力をいただき、心から感謝申し上げますとともに、本町の歴史ある牛突き習俗の保存伝承につきまして、今後益々のご理解とご協力を賜りますよう、お願いを申し上げたところであります。

次に、「海洋ごみを使った絵画贈呈式」につきまして、ご報告申し上げます。

1月30日、役場町民ホールにおいて、隠岐高校商業科生徒が制作した「海洋ごみを使った絵画」の贈呈式を開催いたしました。

当日は、絵画作製に協力された方々、及び学校関係者のご臨席をいただき、その模様は新聞やテレビ等でも広く報道されました。

この取り組みは、隠岐高校商業科の授業の一環である課題研究において、本町の海洋ごみの問題に着目した生徒が、海洋プラスチックごみを原料としたリサイクル商品があることを知り、本町の海洋プラスチックごみを活用しアートを制作・展示することで、海岸漂着ごみの現状を知ってもらえるよう自ら企画したものです。

私は、隠岐高校生徒が海洋ごみでアートを制作・展示する発想と企画力及びアート制作を小学生に依頼・指導する行動力など、彼らのあふれる若いエネルギーに改めて感銘を受けました。

今後は、町民の皆様に対し、贈呈いただいた海洋ごみのアート作品の制作に至った経緯・趣旨等について、本町が主催するイベント等で情報発信を行ってまいります。

最後に、「西郷港周辺まちづくりセミナー」についてご報告申し上げます。

2月3日、サンテラス2階ホールにおいて、今年度から本格的に事業がスタートしました、西郷港周辺整備の「まちづくりセミナー」を開催いたしました。

「先進事例から学ぶ公民連携まちづくり」をテーマとして、大阪府大東市で老朽市営住宅地のエリア再生に取り組む入江智子氏と、岡山県津山市で公共遊休施設のリノベーションによる地域再生を行っている川口義洋氏をお招きし、民間活力を生かした公民連携によるまちづくりの紹介をいただきました。また、お二人とまちづくりコーディネーターの桑子敏雄氏を交えて、西郷港周辺まちづくりにおける公民連携の可能性について、トークセッションを行いました。

国が現在進めている、公共施設のスマールコンセッションを、西郷港周辺まちづくりに活用する上で、大変参考となる良い議論が行われました。

当日は、64名の町民の皆様にご参加いただき、町の新たな取り組みとなる、「公民連携まちづくり」についての理解を深めることができました。

今後もこのような開かれた場で、まちづくりの情報を共有し、西郷港周辺まちづくりについてのご理解を得ながら、進めてまいりたいと考えております。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げましたが、12月の定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後に掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

○議長（池田信博）

以上で、「行政報告」を終わります。

日程 第5. 町長の施政方針

「町長の施政方針」を行います。

番外：池田町長

○番外（町長 池田高世偉）

令和6年第1回隱岐の島町議会定例会の開会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、新年度に臨む私の町政運営の基本的な考え方について申し上げ、議員各位はもとより、町民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、はじめに、この度の令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧・復興を祈りながら、本町といたしましても、島根県や他の市町村と連携し、出来る限りの支援に取り組んでまいります。

さて、昨年は新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが「5類感染症」へと移行され、日常の生活が取り戻せると期待したところがありました。本町におきましては、コロナ禍前の日常生活までは戻らなかつたものの、令和2年及び令和3年に発生いたしました大規模災害の復旧工事も概ね終了いたしますとともに、各種イベントや伝統行事が、通常どおりの規模で開催されるようになりましたことは喜ばしい限りであります。

しかしながら、各地で頻発する自然災害による甚大な被害や、国際情勢の不安定化に伴う物価高騰は、引き続き私たちの生活に深刻な影響をもたらしているところであります。

本町におきましても、昨年より適宜補正予算を編成し、国の制度等の効果的な活用や本町独自の支援事業を実施するなど、町民の皆様や各事業者に対する緊急の支援策を講じ、日常生活や事業経営への影響が最小限に抑制されるよう取り組んできたところであります。

今後も、エネルギー価格や物価の高止まりが予想されることから、国や県などの動向に注視しながら、町民の皆様、事業者の皆様にとりまして、その時々の状況に応じた効果的な支援策を、迅速かつ的確に実施してまいります。

また、本年は、隠岐の島町が発足してから20周年という大きな節目の年であります。この記念すべき年を祝い、隠岐の島町町政20周年記念「第15回隠岐古典相撲大会」の開催をはじめ、記念式典の実施のほか、町内で開催されます各種イベントへの協賛等、町民の皆様をはじめ、全国の隠岐ファンに楽しんでいただける企画を展開してまいりますとともに、全国への情報発信を強化いたします。

また、本町が進むべき方向を示した「第2次隠岐の島町総合振興計画」も策定から5年が経過し、中間見直しを行う時期であります。

本町の最重要課題は人口減少対策であります。本町の将来展望の実現を目指し、この大きな課題解決に向かって、本計画に対し、あらゆる角度から検証と検討を重ね、より着実な前進が図れるよう施策を展開してまいります。

私は、町長就任以来、公約に掲げてまいりました3つの「良かったが響くまち」の実現と、昨年12月に宣言いたしました「ゼロカーボンシティ」への取り組みを加速させ、町民の皆様が安心して安全に暮らせるまち、子どもたちが夢と希望をもてるまちづくりを更に前進させます。そのためには、職員と一丸となり、仕事が出来る喜びと感謝の気持ちを忘れることなく、全身全霊を傾けて町政運営に取り組んでまいる所存であります。

それでは、3つの「良かったが響くまち」に向けての新年度の町政運営につきまして、「第2次総合振興計画」における施策の体系ごとに、それぞれ重点的な取り組みをご説明申し上

げます。

第一点目は『生まれて良かった』（子どもの声が弾むまち）についてでございます。

はじめに、【子育てしやすい環境づくり】についてであります。

安心・安全な妊娠出産への支援、健やかな発育・発達支援、多様なニーズに対応した保育事業など、安心して子どもを産み、育てることができるよう、各ステージで応援する総合的なサポート対策を展開してまいります。

切れ目のない支援を一体的に行うために、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点におきまして、妊産婦・乳幼児期等の状況を継続的、また包括的に把握し、妊娠中の方や、子育ての中で不安や悩みを抱えている方に対し相談支援を行ってまいります。

子育て世帯の経済的負担の軽減につきましては、保育料、給食費の本町独自の軽減策に継続して取り組むとともに、新たに、医療費無料化の高校卒業までの延長、小学校・中学校入学時の体操服等の支給事業を実施いたします。

これらの取り組みを一体的に進めていくことで、本町の未来を担う子どもたちが、地域の中で伸び伸びと成長し、「隠岐の島に生まれて良かった」、そう思っていただける「まち」、また、誰もが安心して子育てができる「まち」を目指してまいります。

次に、【魅力ある教育環境づくり】についてであります。

令和3年3月、本町の教育行政を推進するための基本指針となる「第2次隠岐の島町教育大綱」を策定し、その基本目標を『島を愛し、自ら未来を拓く“隠岐びと”を育てる』と掲げました。これを具現化していくために、本町の現状と課題を詳細に把握した上で、より効果的に教育行政を推進してまいります。

特に、社会の急激な変化への対応が予想される今日、未来を担う子どもたち一人一人の学力の向上を通して、『生きる力』の育成を図るとともに、本町の豊かな地域資源を活かし、ふるさとに愛着と誇りをもつ子どもたちを育てる「ふるさと教育」を推進してまいります。その実現のためには、学校・家庭・地域・行政が連携・協働した教育活動が不可欠であり、引き続き、その体制の構築に努めてまいります。

また、学びを支える基盤となる、ICT機器の利活用を加速させることをはじめ、全ての子どもたちが、伸び伸びと学ぶことのできる安心・安全で魅力ある教育環境の整備や、町民の皆様が、各種学習活動、スポーツ・文化芸術活動に親しみながら、生き生きと心豊かに暮らせる地域の教育環境づくりに取り組んでまいります。

なお、本町の小中学校における将来的な規模及び配置につきましては、そのあり方を検討

してまいります。

島根県立隱岐水産高等学校の島外生を受入れるための「離島留学学生寮」の建設につきましては、令和7年2月末の竣工に向けて取り組んでまいります。

次に、【文化の保存・継承】についてであります。

本町には、独自の自然、風土により育まれた貴重な文化財が、数多く残されております。

これらを適切に保護し、後世に継承していくため、島根県指定有形民俗文化財「都万目の民家」などの建造物の保存修理を行うとともに、指定文化財の維持管理に対する支援、伝統文化の継承者への支援を行ってまいります。あわせまして、地域資源としての活用を図るために、文化財への理解や保護意識の醸成を目的とした各種イベントの開催、学習活動の提供を行ってまいります。

また、これまで検討してまいりました、史跡隱岐国分寺境内や国府尾城跡の保存活用につきましては、それぞれの計画に基づき、適切に保存し、効果的な活用に取り組んでまいります。

文化財の指定に向けた取り組みにつきましては、町内に存在する貴重な木像などの調査を進めるとともに、牛突き習俗の国指定に向けた働きかけを行ってまいります。

第二点目は『住んで良かった』(町民誰もが活躍するまち)についてでございます。

はじめに、【誰もが活躍できるまちづくり】についてであります。

活気ある地域づくりの実現を目指すため、隱岐の島町社会教育基本計画に基づき、社会教育の拠点である公民館を中心に、町民の皆様への学習機会の提供等を行い、自らが主体的に地域課題を見つけ、その解決に向かう人づくりを進めてまいります。公民館につきましては、引き続き、地域に密着した活動ができるような組織体制を検討してまいります。

隱岐の島町図書館につきましては、図書館振興計画の基本理念である「町民の暮らしに生きる図書館」を目指して、蔵書の整備、郷土資料の保存公開、利用の啓発等を図ってまいります。

あわせまして、家庭・学校・地域が協働して子どもの読書環境づくりを進める指針となる「第3次子ども読書活動推進計画」の策定や、隱岐の島町町政20周年と図書館開館25周年を記念して、子どもたちが読書に親しむことができるイベントを計画してまいります。

生涯スポーツの推進につきましては、生涯スポーツ推進計画に基づき、体育協会や競技団体、指導者への支援、スポーツに触れる機会を増やす取り組みを実施してまいります。屋内温水プールの施設改修をはじめ、社会体育施設の維持管理により、スポーツ環境の整備にも

取り組んでまいります。

また、2030 年に本町で開催される「国民スポーツ大会相撲競技」につきましても、島根県及び島根県相撲連盟等の関係機関と連携し、大会の成功に向けて準備を進めてまいります。

人権を取り巻く状況につきましては、子どもや高齢者、障がいのある方への暴力・虐待をはじめ、性的指向を理由とする差別的な取扱いやインターネット上の誹謗中傷など、様々な事例が後を絶ちません。人権が尊重される地域社会の実現を目指して、人権教育や啓発活動を継続し、一人一人の多様性を受け入れ、互いの人権を尊重する人づくりに取り組んでまいります。

男女共同参画社会の実現につきましては、「第 4 次隱岐の島町男女共同参画計画」に基づき、男女が互いに認め合い、その個性と能力を十分に發揮することのできる社会を目指し取り組んでまいります。

次に、【医療体制の確保】についてであります。

医療体制につきましては、隠岐圏広域医療を担う隠岐病院と開業医・診療所・訪問看護など、在宅医療との連携を図り、医療・介護・生活支援の連携を推進し、患者や家族の方々に寄り添った、切れ目のないサービスの提供に努めてまいります。

限られた医療資源の中で、必要な医療サービスが効率的、継続的、また一体的に提供できる体制を構築するため、町立診療所、町立歯科診療所、訪問看護ステーションは、4 月から隠岐広域連合の運営といたします。

隠岐病院と診療所の役割分担、開業医との連携強化、効率的な経営など様々な課題がありますが、持続可能な医療体制を確保していくよう、取り組んでまいります。

医療従事者の確保につきましては、関係大学などの地域推薦入学制度の活用や、関係機関との連携により、地域医療を目指す看護師などの育成支援を行うとともに、医療系学校の卒業生への働きかけに継続して取り組んでまいります。

また、将来、医療従事者を目指してもらえるよう、中学生・高校生に向けて関係機関の協力を得ながら情報発信を図ってまいります。

中村診療所の機能を持ち合わせた「中出張所等複合新庁舎整備事業」につきましては、既に建築工事に着手しているところであり、新年度も引き続いて、計画的に建築工事を進め、早期の完成を目指してまいります。

次に、【町民の健康増進】についてであります。

ライフステージに沿った保健事業の展開と、地域に根差した保健活動により、町民の皆様

の健康づくりを支援とともに、各種健康診断やがん検診、保健指導などの充実を図り、病気の早期発見、治療及び介護予防につなげることで、健康寿命の延伸を推進してまいります。

特に、本町の課題となっています「がん対策・生活習慣病対策」について、働き盛り世代を中心に、重点的に取り組んでまいります。

高齢期におきましては、住み慣れた地域や家庭で自立した生活ができるよう、介護予防を推進するとともに、高齢者の身体機能と生活機能を維持する取り組みを充実させてまいります。

暮らしを支える基盤であります、訪問介護やデイサービスにつきましては、本町独自の訪問介護・通所介護サービス確保対策事業により事業所を支援し、安定的な提供体制の確保に取り組んでまいります。また、高齢者見守りネットワークの充実など、地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。

高齢者の皆様の豊かな知識や能力を活かし、地域社会の担い手となって活躍いただく場であります本町シルバー人材センターにつきましては、島根県シルバー人材センター隠岐分室との連携により、派遣事業を含めた職の開拓に努め、高齢者が就労の機会を得られ、生きがいをもち活動できる組織となるよう支援してまいります。

国民健康保険につきましては、保険税率の改定、保険税の収納率向上、効果的な保健事業などに取り組み、安心して医療を受けられるよう、島根県と連携を図りながら、更なる安定運営を進めてまいります。

後期高齢者医療保険につきましては、高齢化が進む中、高齢者が安心して医療を受けられるよう、島根県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、健全な制度運営に努めてまいります。

次に、【福祉環境の充実】についてであります。

医療機関、福祉サービス事業所、社会福祉協議会、民生児童委員などの関係機関や、地域の皆様とのネットワークを強化し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、総合的な地域福祉の充実を図り、地域で支え合う町を目指します。また、成年後見制度利用促進につきましては、権利擁護支援を必要とする人が、安心して成年後見制度を利用できるよう町成年後見制度中核機関において支援を行うとともに、地域で支える体制づくりに取り組んでまいります。

福祉職場の人材確保対策につきましては、町独自の福祉職場処遇改善事業や、新規就労者

に対する支援助成金制度などの活用を促し取り組んでまいります。また、新たに介護人材養成校に在学する学生に、福祉事業所を体験していただく福祉交流体験事業を実施し、島内事業所の人材確保について、関係機関、事業所と連携しながら、重点的に取り組んでまいります。

障がいのある方への支援につきましては、住み慣れた環境や家庭において、自立した日常生活や社会参加ができるよう、障がいのある方やご家族を支援する相談支援事業に取り組み、利用者の状況に応じたサービスを総合的に実施してまいります。

生活困窮者への支援につきましては、経済的理由により、生活保護に至ることを防止するため、生活困窮者自立相談支援事業を実施し、個々の原因に応じた相談支援に取り組んでまいります。また、困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する支援を実施してまいります。

次に、【日常生活の安全確保】についてあります。

防災対策につきましては、「隠岐の島町地域防災計画」、「隠岐の島町防災ハザードマップ」などを活用した地区学習会や防災訓練を開催し、町民の皆様の防災意識を高めるとともに自主防災組織化を推進するなど地域の防災・減災対策の強化を目指してまいります。

交通安全対策及び防犯対策につきましては、交通事故や犯罪等から町民の生命・財産を守るため、警察等関係機関と連携し未然防止につなげるための啓発活動を推進してまいります。また、交通事故を減らすため、高齢者研修施設等の整備に取り組んでまいります。

有事の際に利用する避難道路及び日常的に子どもたちが利用する通学路につきましては、新設・改良工事を実施することにより、日常生活の安全確保に努めてまいります。

消防団活動につきましては、消防団員の負担軽減、処遇改善などについて、消防委員会及び消防幹部会で検討を重ね、団員の確保に努めるとともに、消火栓、防火水槽、消防車等の施設整備を計画的に進め、消防体制の充実を図ってまいります。

次に、【快適な住環境の整備】についてあります。

下水道事業につきましては、新年度より公営企業会計に移行します。今後、上下水道事業は、水道事業会計と下水道事業会計の二つの会計を公営企業として運営してまいります。公営企業会計により経営状況を明確にすることで、効率的な事業運営を行い、安全で安心な上下水道と快適な下水道サービスを提供できる事業体となるよう運営を行ってまいります。

また、一人でも多くの町民の方に下水道を利用していただけるよう、「下水道接続工事補助金制度」による支援を継続してまいります。

空家対策につきましては、引き続き、危険空家の除却に対する助成を行うとともに、「空家バンク制度」により、活用できる空家の有効利用を積極的に図ってまいります。また、地震に対する安全性を高め、安全安心な住環境を実現するために、住宅の耐震化に取り組んでまいります。

港湾事業につきましては、住みやすく、活力のある環境を実現するために、卯敷港ほか3港の改修事業を実施してまいります。

憩いの場である公園につきましては、特色に応じた都市公園の再編として、運動公園では運動施設の長寿命化を、家族利用の多い寺の前公園には、休憩施設などを整備してまいります。その他の公園につきましては、安全で安心して利用できるよう適正な管理に努めてまいります。

都市計画につきましては、「立地適正化計画」に基づいた持続可能なまちづくりに向けて、都市機能を強化し活力ある都市づくりを推進してまいります。

重要な都市機能の一つである、西郷港周辺の活性化につきましては、まちづくりの理念である「海とまちをつなぎ、世代をつなぐまちづくり」に向けて推進し、まちの玄関口としてにぎわいを創出してまいります。

また、子どもたちとのまちづくり授業や、デジタルの活用など「次世代につながる」まちづくりに取り組んでまいります。

まちとみなとの魅力向上と、特色のあるエリアとして地域が活性化するために、官民連携によるまちづくりを推進してまいります。

次に、【地域コミュニティの育成】についてであります。

自治会をはじめとする地域コミュニティは、防災活動や地域文化の継承など、地域に暮らす人々が助け合い生活を営む上で、基盤となる組織であります。「集落地域活性化補助金」により、地域の自主的な取り組みに対し支援を行いますとともに、職員が地域に出かけ、しっかりとコミュニケーションを取ることにより、地域に寄り添った施策を展開してまいります。

また、コミュニティ活動の拠点となる集会施設につきましては、「コミュニティ施設等整備補助金」により、施設の適正な維持管理に支援を行ってまいります。

各支所及び出張所管内におきましては、地域おこし協力隊や集落支援員が取り組む事業に併せ、引き続き「地域活性化事業費」を確保し、地域の独自性を發揮した、活力ある地域づくりに取り組んでまいります。

次に、【島内交通環境の整備】についてであります。

道路インフラにつきましては、町民の皆様の安全・安心を基本とし、計画的な整備に取り組んでまいります。また、橋梁・トンネル等の道路構造物の適切な維持管理を実施することにより、スムーズな島内移動の環境を整えてまいります。あわせまして、新年度では、通常の維持管理に加え、主要観光道路の通行、並びに景観の妨げとなっている支障木の伐採を行います。

国道及び県道の整備につきましても、関係機関への要望活動を行い、早期完成に向けて取り組んでまいります。

生活バス路線などの島内公共交通につきましては、人口減少やマイカーの普及を背景に、利用者の減少が続いております。しかしながら、高齢者をはじめとする移動が困難な方々にとって、公共交通サービスを維持していくことは、暮らしやすいまちづくりを実現する上で、不可欠な事業であります。

新年度では、観光需要や通勤通学に対応した島内2次交通の「総合時刻表」の作成を行います。また、五箇地区で試験的に実施をしております、デマンド型自家用有償運送の検証を行い、本格運行につなげてまいります。

次に、【UI ターン対策と関係人口の創出】についてであります。

コロナ禍の影響によるライフスタイルやビジネススタイルの変容により、東京の一極集中が緩和する傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症が、5類感染症に位置付けられた今日では、再び東京への一極集中が強まっています。

本町におきましては、昨年度、一昨年度と転入が転出を上回り、社会動態における人口増加を実現できました。新年度におきましても、「第2次隠岐の島町総合振興計画」に掲げた人口ビジョンの達成に向け、他の地域から人の流れを呼び込むべく、地域おこし協力隊OB・OGを中心とした、移住定住の相談体制の強化を図ってまいります。また、「UI ターン支援制度」はもとより、「雇用」、「住まい」、「起業支援」、「子育て支援」などの幅広い情報を発信することで、更なるUI ターンの促進に取り組んでまいります。あわせまして、新年度から、進学等により島を離れる高校生を対象に、継続したつながりを創出し、U ターンにつなげる活動を強化してまいります。

関係人口は、人口減少や高齢化により、地域づくりの担い手不足に直面している地方圏を活性化する存在として期待されています。本町を応援してくださる方々による、ふるさと納税の拡大はもとより、新年度では、本町の「つながり会員」の皆様と、町民の皆様が実際に関わり、地域課題の解決に向かう仕組みづくりを行ってまいります。

次に、【産業の活性化と承継】についてであります。

農林水産業につきましては、担い手確保に向け、省力化、品質、生産性の向上などが見込まれる ICT の活用を推進し、持続可能な農林水産業への転換を図ってまいります。また、近年の物価高騰による農林水産業への影響については、情勢を見極め必要に応じて対策を講じてまいります。

農業では、本町における主たる作物である主食用米は価格の低迷が続き、経営に影響を及ぼしていることから、経営環境の改善を図るために、水田園芸などの高収益作物への転換を推進してまいります。また、農業経営基盤強化促進法等の改正により、「地域計画」の策定が義務化されたことから、JAしまね、農業委員会等の関係機関と連携し、地域農業の設計図である「地域計画」の策定、及び「目標地図」の作成に取り組み、中心となる経営体への農地の集約や、担い手の確保・育成、農地利用の最適化に努めてまいります。

畜産業では、公共牧野の造成による低コスト生産化や新規就農者向けの牛舎建設などにより、若手就農者や企業参入を促す取り組みを推進いたしますとともに、産地創生事業では、繁殖素牛の産地化、雑灌木除去機械による牧野の再整備に取り組んでまいります。また、子牛価格が低迷する中、経営に大きく影響している飼料の価格高騰に対する支援を継続してまいります。

林業では、森林の持つ公益的機能を守っていくために、森林環境譲与税を活用し、「伐る・使う・植える・育てる」の循環型林業を推進し、担い手の確保・育成や木材生産量を増加させるための生産体制の効率化を進めてまいります。島外出荷における主要取引先である合板工場からの出荷制限も解除されたことから、木材出荷量の増加が見込まれます。循環型林業を継続していくためには、施業地の確保が必要となりますので、経営管理が十分でない森林について、本町が経営管理の委託を受け、地域の林業経営体に再委託する森林経営管理制度にも取り組んでまいります。

水産業では、昨年度から実施しております、「沿岸漁業者育成支援制度」を継続し、年々減少しております沿岸漁業者の育成及び支援に取り組むとともに、水産資源の回復を目的とした「種苗放流」、沿岸漁場の回復のための「磯焼け対策」などを実施し、漁場の生産力の向上、並びに水産業活性化に向けた取り組みを実施してまいります。また、廃棄が必要な漁網、FRP漁船の処分に係る海上輸送費を支援し、漁業者の経営の安定化を図ってまいります。

次に、商工業の振興につきましては、「隠岐の島町中小企業・小規模企業振興計画」に基づき、商工会や金融機関との連携により、魅力ある店舗づくりや起業、創業、事業拡大への支援に加え、高齢化、後継者不在による事業承継対策にも取り組んでまいります。有人国境離島法の関連施策のほか、国、県のあらゆる制度の積極的な活用や、本町独自のきめ細やかな支援策により、地域経済を支える事業者の方々を後押ししてまいります。

特に、慢性的な人手不足への対応につきましては、「特定地域づくり事業協同組合」の活動を活発化させ、産業人材の担い手確保に積極的に取り組んでまいります。あわせて、女性活躍のための働きやすい就業環境の整備に向けて、商工会女性部との意見交換などを踏まえ、雇用対策協議会や島根労働局と連携し、町内事情に見合った実践的な対策を講じてまいります。

また、本町の商工業振興の拠点施設として新たに整備しました、商工業振興センターを活用して、本町の経済基盤の更なる活性化を目指し、隠岐の島町商工会の活動を支援してまいります。

次に、【資源が循環する島づくり】についてであります。

2050年までCO₂排出量を実質ゼロにすることを目標とし、昨年12月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。目標の達成に向け、国の交付金等も活用しながら、各種施策を開いてまいります。

新年度は、民間事業者と連携し、森林資源の循環にもつながる木質ペレットを活用した、木質バイオマス発電を開始するとともに、現在建築工事中であります「中出張所等複合新庁舎」に、災害時の停電等にも対応可能な太陽光発電システム及び蓄電池を導入するほか、公用車としても電気自動車を導入するなど、再生可能エネルギーの導入及びCO₂排出量の削減により、脱炭素社会に向けたまちづくりを推進してまいります。

あわせて、様々な補助制度の周知と普及啓発を効果的に行うことによって、脱炭素にかかる町民の皆様の意識の醸成と行動を促してまいります。

ごみの減量化・再資源化につきましては、「第2次隠岐の島町一般廃棄物処理(ごみ)基本計画」の策定から5年が経過しており、昨年4月からの指定ごみ袋制度の導入、及びごみ分別区分等の変更、町民の皆様・事業者の皆様の意識の変化を踏まえ、新年度には、これまでの取り組みを評価・検証し本計画の中間見直しを行います。

また、広報紙や出前講座等による「ごみの分け方・出し方」の周知啓発に加え、生ごみ処理機導入費補助制度を新設し、ごみの減量化に取り組むとともに、計画的に拠点回収ステー

ションを整備し、資源の再利用を推進する仕組みづくりに取り組んでまいります。

一般廃棄物処理施設整備につきましては、次期最終処分場施設整備方針の策定並びに、適地選定について周辺地域の方々との合意形成を図りながら、慎重に検討してまいります。

次に、【自然環境の保全】についてであります。

昨年、隠岐ジオパーク推進機構は「世界ジオパーク認定 10 周年事業」として、隠岐島 4 町村全域でイベントの開催など、各種事業を展開しております。本町では、このような隠岐ジオパークの活動を通して、本推進機構と協働体制を構築し、町民の皆様一人一人が、隠岐の豊かな自然環境が貴重な財産であることの理解を深め、次世代に継承する取り組みを進めてまいります。

また、地域のボランティア活動による海岸ごみの回収につきましては、人口減少や高齢化により年々困難となっており、海岸漂着ごみ対策推進事業を拡充し、地域の負担軽減を図るとともに、特定外来種駆除・不法投棄防止対策など、自然環境の保護に努めてまいります。

第三点目は『訪れて良かった』（思い出を持ち帰れるまち）についてでございます。

はじめに、【離島交通の充実】についてであります。

隠岐航路の安定運航、空路における航空機の利用促進など、町民の皆様や本町を訪れる方にとって、快適で利便性の高い交通網の整備に努めてまいります。

「有人国境離島法」に基づく運賃低廉化事業を継続するとともに、本土から来島される方々や物資輸送、車両航送料金等に対しても運賃低廉化事業が適用されるよう、島根県や他の離島地域と共に、国への要望活動を展開してまいります。また、フェリーしらしま後継船の令和 8 年度就航に向け、関係機関と連携し取り組んでまいります。

航空路の利用促進につきましては、隠岐 ⇄ 大阪便及び隠岐 ⇄ 出雲便とともに、今年度の年間搭乗実績が、過去最高の結果となりました。島民の生活路線として、また経済を支える路線として、年間を通じて快適で安定した航空路線の維持と、将来を見据えた更なる利便性の向上を実現するため、特に大阪便の夏季繁忙期での複便化と、出雲便での複便化に向けて島根県と連携し、航空事業者へ働きかけてまいります。

FDA（フジドリーム・エアラインズ）による全国各地の地方空港からのチャーター運航企画に加え、JAL（日本航空）に対しましても羽田空港からのチャーター便運航について、要望活動を強化し、将来的には念願であります羽田空港への定期直行便就航を目指してまいります。

町民の皆様はもとより、すべての来島者の皆様の利便性の向上を目指し、今後も隠岐空港利用促進協議会を中心として、島根県をはじめ関係団体との連携を図りながら、「隠岐世界ジ

オパーク空港」を全国に広めるための活動を強化してまいります。

次に、【ひとを惹きつける観光地づくり】についてであります。

観光シーズンの幕開けとなる島まつり行事を皮切りに、「第17回隱岐の島ウルトラマラソン」や「牛突き」、また四季を通じて「旬の食」を楽しんでいただくなど、独自の歴史や個性的な文化を観光素材として活かしながら、最大の魅力である、人との交流をうまく関連づけ、関係人口を拡大し地域経済の活性化につなげてまいります。

隱岐ジオパーク推進機構を中心として、隱岐諸島全体の窓口を一本化し、「タビマエ」「タビナカ」「タビアト」の役割を明確にして、各町村の観光協会、民間事業者が効率よく活発に事業展開できるよう取り組んでまいります。

また、新たな取り組みとして、民間事業者との連携により「船・祭り・自転車・地域」を活用して島を一周するモニターツアーを実施し、検証を踏まえた上で本格的な商品造成、販売につなげてまいります。

町内の受け入れ態勢につきましても、引き続き観光庁の「地域一体となった観光地の再生・観光サービス高付加価値化事業」を導入し、民間活力の推進により、質の高いサービスが継続して提供できるよう進めてまいります。

最後に、このほか重点的な取り組みについてご説明申し上げます。

はじめに、【竹島の領有権確立】についてであります。

新年度は、島根県が「竹島の日を定める条例」を制定してから20年の節目を迎えます。この間、国におきましては、内閣官房の領土・主権対策企画調整室が中心となり、国民への啓発や国際社会への情報発信などを目的として、「領土・主権展示館」での資料展示や調査事業など、本格的な取り組みが進められております。

本町におきましては、国の資料展示や調査事業に協力するとともに、島根県等と合同で竹島の調査研究を進め、貴重な資料の保存活用に取り組んでまいります。

また、節目の年を迎えるにあたり、今一度、竹島問題の解決に向けた機運醸成のために、バスツアーの開催、竹島資料収集施設の展示資料の充実及び活用に取り組むなど、町独自の啓発事業を積極的に展開してまいります。

今後も、竹島の領有権の早期確立に向けた取り組みを推進していくために、町議会、島根県、竹島領土権確立隱岐期成同盟会などと連携し、国や関係機関に対し、国の責務において、「国直轄による竹島問題の普及啓発施設を町内に設置すること」、「暫定水域における漁業秩序の早期確立を図ること」、「国境離島における海上警備体制の更なる強化を図ること」など

を強く訴えてまいります。

次に、【協働によるまちづくり】についてであります。

本町が目指す将来像を町民の皆様と共有しながら、その実現に向けた取り組みを推進していくために、分かりやすく開かれた広報・広聴活動の実施や各種計画の策定への住民参画の機会を充実させるなど、協働意識の醸成を図ってまいります。

また、自治会やボランティア団体などの地域活動団体と広範囲にわたって連携し、それぞれの長所を活かした協働事業を推進していくために、まちづくりに参加する多様な担い手の育成や、地域活動団体等の主体的な取組を支援するなど、多様化する地域や社会の課題に柔軟に対応してまいります。

次に、【時代にあった行政サービスの提供】についてであります。

限られた財源の中で、多様化する行政課題や住民ニーズに対応していくためには、従来の組織機構や事務事業の見直し、職員の育成などに加え、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進が不可欠であり、その取り組みを加速させる必要があります。

本町といたしましても、国が示す標準化システムへの移行や行政手続のオンライン化はもとより、今後、デジタル技術を広く活用することで、町民の皆様の利便性向上や、職員の業務改善を推進してまいります。そのためには、国や島根県の財政措置をはじめとする各種支援策を有効に活用しながら、本町のDX推進体制の構築・拡充に取り組み、計画的な人材確保と育成の強化を図ってまいります。

最後に、【財政の健全化】についてであります。

新年度予算につきましては、エネルギー価格を含む物価の高止まりによる物件費の増加を見込む中、自治体DX、脱炭素化の推進、子ども子育て支援の強化など様々な課題への対応を見据えた編成を行いました。

加えて、「隠岐の島町町政20周年記念事業」など本町独自の施策のほか、広域事業の推進に必要な予算を確保し、対前年度19.3%増額となる200億5,000万円の編成としたところでございます。

こうした財政需要に対する歳入不足を、基金の取り崩しにより対応いたしますが、限られた財源を、必要な分野に重点的かつ効率的に配分するとともに、新たな財源確保に努めることにより、基金取り崩しの抑制を図ったところでございます。

予算執行にあたりましても、コスト意識を持ち、効果的・効率的な支出を徹底し、持続可能な財政運営の確立を目指してまいります。

自主財源の柱である町税等の収納率の向上につきましては、期限内に納付をされている皆様の信頼と、税等の負担の公平性を確保するために、関係法令や本町で定めております債権管理条例等に基づき、適正な管理を行い、悪質な滞納者に対しては財産差押えを行うなど、厳正に取り組んでまいります。

また、島根県との「相互併任制度」を活用し、共同で滞納整理を実施するなど、徴収体制の強化を図るとともに、滞納整理の専門性や意識を高める研修の実施により、人材育成にも力を注いでまいります。

町有施設の適正管理につきましては、「隠岐の島町公共施設等総合管理計画」に基づき、長期的な視点をもった施設の適正量の検討や、長寿命化などを計画的に進めるとともに、町内にある遊休施設の有効な利用促進を図ってまいります。

以上、新年度の町政運営の基本的な考え方、重要課題等の取り組みについてご説明いたしましたが、議員各位をはじめ町民の皆様方のご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

○議長（池田信博）

以上で、「町長の施政方針」を終わります。

ただ今から、15分休憩といたします。

（本会議休憩宣言 10時45分）

○議長（池田信博）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣言 11時00分）

日程 第 6. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第4号「隠岐の島町水道事業給水条例の全部を改正する条例」から諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて」までの58件を一括して上程いたします。

日程 第 7. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました58件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：池田町長

○番外（町長 池田高世偉）

本日提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

はじめに、議第 4 号から議第 35 号までの 32 件につきましては、条例の改正、廃止に関する議案であります。

まず、議第 4 号の「隠岐の島町水道事業給水条例の全部を改正する条例」についてであります。水道メーターの検針を隔月検針に変更したこと、及び日本水道協会による給水標準条例に沿った構成にすることに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 5 号の「隠岐の島町職員定数条例の一部を改正する条例」から議第 14 号の「隠岐の島町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の一部を改正する条例」までの 10 件についてでありますが、下水道事業に地方公営企業法の全部を適用すること等により、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 15 号の「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、及び議第 16 号の「隠岐の島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」の 2 件についてでありますが、町立診療所及び訪問看護ステーションを本年 4 月 1 日より隠岐広域連合へ移管し、運営主体を同広域連合とすることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 17 号の「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」についてであります。が、町立診療所及び訪問看護ステーションの隠岐広域連合への移管、及び下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することから、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 18 号の「隠岐の島町特別会計条例の一部を改正する条例」についてであります。が、本年 4 月 1 日より 6 診療所特別会計及び訪問看護事業特別会計につきましては隠岐広域連合に移管すること、及び下水道事業特別会計につきましては公営企業会計へ移行することに伴い、当該 7 つの特別会計を廃止するものであります。

次に、議第 19 号の「隠岐の島町税等の徴収一元化に関する条例の一部を改正する条例」についてでありますが、これまで税と合わせて徴収していた上下水道料につきまして、地方公共団体情報システム標準化・共通化への対応により、一元化した徴収ができなくなることから、本年 4 月より対象から除くよう改正するものであります。

また、新年度より個人の町民税・県民税の徴収と併せ、森林環境税を徴収することとなるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 20 号の「隠岐の島町分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。が、隠岐の島町が所有する光ファイバー通信設備を民間へ譲渡することなどから、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 21 号の「隱岐の島町漁港設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。引用する「漁港漁場整備法」が「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改称されるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 22 号の「隱岐の島町公営住宅管理条例の一部を改正する条例」についてであります。耐用年数を超過した住宅及び政策空家を用途廃止するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 23 号の「隱岐の島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。隱岐の島町消防委員会の答申を受け、消防団員の報酬及び費用弁償について見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 24 号の「隱岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてであります。国民健康保険事業の健全な運営を図るため、保険税率の改正を行うとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険税の課税限度額及び低所得者に係る保険税の軽減判定基準について、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 25 号の「隱岐の島町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。水道法の資格基準に合わせ、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 26 号の「隱岐の島町公営企業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。みなし償却制度を廃止したことにより、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 27 号の「隱岐の島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。保育施設の運営基準を定める内閣府令「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の改正により、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 28 号の「隱岐の島町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例」についてであります。空家等対策の推進に関する特別措置法改正に伴い委員数を増員するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 29 号の「隱岐の島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。地方自治法の改正により、新年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 30 号の「隱岐の島町共同利用牛舎施設設置及び管理条例の一部を改正する条

例」についてですが、施設の位置について、地籍調査に伴う合筆により地番が変更されたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 31 号の「隱岐の島町納税組合奨励条例を廃止する条例」についてですが、口座振替の普及や、地域・納税者の意識変化等により、納税組合が年々減少し、直近で存続していた納税組合に対して状況説明、協議を行いましたところ、本年度末をもって取り扱いを終了し、その役割を終えることとなりますことから、条例を廃止するものであります。

次に、議第 32 号の「隱岐の島町訪問看護ステーション設置及び管理条例等を廃止する条例」についてですが、町立診療所及び訪問看護ステーションを隱岐広域連合へ移管するため、関連する 4 条例を廃止するものであります。

次に、議第 33 号の「隱岐の島町遊漁対策振興施設設置及び管理条例を廃止する条例」についてですが、当該施設は利用実績がないことに加え、現在、畜養施設ならびに釣場安全施設は消失していることから、条例を廃止するものであります。

次に、議第 34 号の「隱岐の島町光ファイバー伝送路中継施設設置及び管理条例を廃止する条例」についてですが、隱岐の島町の所有する光ファイバー通信設備を民間へ譲渡することから、条例を廃止するものであります。

次に、議第 35 号の「隱岐の島町空き家等の適正管理に関する条例を廃止する条例」についてですが、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、条例を廃止するものであります。

続きまして、議第 36 号の「辺地に係る総合整備計画の一部変更について」ですが、事業の財源に辺地対策事業債を充当するため、隱岐の島町辺地に係る総合整備計画において、整備計画に掲げる事業を変更する必要が生じましたので、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、議決を求めるものであります。

変更する事業は、町道中町中条線道路改良事業他 30 件であります。

続きまして、議第 37 号から議第 40 号までの 4 件につきましては、工事請負変更契約及び工事請負契約の締結に関する議案であります。

まず、議第 37 号の「工事請負変更契約の締結について〔令和 3 年度社交金 町道中町中条線一本橋橋梁更新工事〕」についてですが、工事内容を精査した結果、工事費を出来高精算し、減額する必要が生じましたことから、工事請負変更契約を締結いたしましたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 38 号の「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町中出張所等複合新庁舎敷地造成（第 2 期）工事〕」についてであります。造成地内の粉塵防止工を追加したこと等により、工事費を増額する必要が生じましたことから、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 39 号の「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町中出張所等複合新庁舎建築工事〕」についてであります。地盤改良杭において、施工前の土質試験の結果、セメント固化材の添加量が増えたこと等により、工事費を増額する必要が生じましたので、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 40 号の「工事請負契約の締結について〔都万目の民家保存修理工事〕」についてであります。県指定有形民俗文化財である都万目の民家保存修理工事を実施するにあたり、専門的・伝統的な技術・知識が必要であることから、これまでの経験や実績があり、技術の継承がなされている株式会社吉崎工務店と、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約により、契約金額 5,368 万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

続きまして、議第 41 号から議第 51 号までの 11 件につきましては、令和 5 年度一般会計及び特別会計並びに上水道事業会計の補正予算に関する議案であります。

まず、議第 41 号の「令和 5 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 9 号）」についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正額は 2 億 127 万 3,000 円の追加であります。補正後の予算総額を 183 億 9,894 万 4,000 円とするものであります。

今回の補正につきましては、各事業費の確定及び実績見込みによる補正であります。隠岐病院運営支援事業費、私立保育所運営費などの増額、公共牧野整備事業費、道路災害防止対策事業費などの減額が主な内容であります。

また、本年度の過疎対策事業債の同意枠の増額が見込まれることから、すでに実施設計を進めております。高齢者研修施設（隠岐自動車練習場施設）建設事業及び、博愛グループホーム建設事業補助金につきまして、その工事費に係る予算を追加するものであります。

次に、繰越明許費補正についてでありますが、「第 2 表繰越明許費補正」のとおり、「交通安全対策事業」から、「河川災害復旧事業（過年補助）」までの 20 件におきまして、翌年度に繰り越して実施する必要が生じましたので、計上しております。

あわせまして、「第 3 表地方債補正」を行うものであります。

次に、議第 42 号の「令和 5 年度隱岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 1,434 万 1,000 円の減額であります。補正後の予算額を 18 億 9,936 万 8,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、傷病手当金及び診療所繰出金の減額であります。

次に、議第 43 号の「令和 5 年度隱岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第 4 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 240 万円の減額であります。補正後の予算額を 2 億 141 万 7,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、実績見込みによる医薬材料費の減額、及び国民健康保険事業勘定繰入金の確定に伴う財源組替であります。

次に、議第 44 号の「令和 5 年度隱岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第 3 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 26 万 5,000 円の減額であります。補正後の予算額を 1 億 3,397 万 9,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、備品購入費の減額であります。

あわせまして、「第 2 表地方債補正」を行うものであります。

次に、議第 45 号の「令和 5 年度隱岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第 3 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 433 万円の減額であります。補正後の予算額を 1 億 1,041 万 7,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、実績見込みによる医薬材料費及び検査委託料の減額であります。

次に、議第 46 号の「令和 5 年度隱岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 500 万円の追加であります。補正後の予算額を 20 億 4,256 万円とするものであります。

補正の内容は、農業集落排水整備事業におきまして設備更新事業の計画策定業務の補助金が本年度採択されましたことから、事業を追加いたしました。

繰越明許費は、「第 2 表繰越明許費」のとおり、汚水処理施設整備事業、中村漁港漁業集落排水整備事業及び農業集落排水整備事業につきまして、翌年度に繰り越して実施する必要が生じましたので、計上するものであります。

次に、議第 47 号の「令和 5 年度隱岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 51 万 3,000 円の減額であります。補正後の予算額を 3,748 万 7,000 円とするものであります。

補正の内容は、備品購入費の減額、及び財源組替であります。

あわせまして、「第2表地方債補正」を行うものであります。

次に、議第48号の「令和5年度隱岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。歳入歳出予算の総額を増減なしとし、補正後の予算額を892万7,000円とするものであります。

補正の内容は、国庫支出金の増額に伴う財源組替であります。

次に、議第49号の「令和5年度隱岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は726万6,000円の追加であります。補正後の予算額を4億4,288万5,000円とするものであります。

補正の内容は、島根県後期高齢者医療広域連合への納付金の増額であります。

次に、議第50号の「令和5年度隱岐の島町国民健康保険施設勘定（西郷歯科診療所）特別会計補正予算（第3号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は77万1,000円の減額であります。補正後の予算額を5,893万8,000円とするものであります。

補正の内容は、人件費の減額、及び財源組替であります。

次に、議第51号の「令和5年度隱岐の島町上水道事業会計補正予算（第3号）」についてであります。収益的支出において200万円の追加であります。補正後の予算額を6億3,545万円とするものであります。

補正の内容は、当初予算に対し建設改良費などが減少したことによる消費税及び地方消費税の納付額の増額であります。

続きまして、議第52号から議第58号までの7件につきましては、一般会計及び特別会計並びに水道事業会計、下水事業会計の令和6年度当初予算についてであります。

まず、議第52号の「令和6年度隱岐の島町一般会計予算」についてご説明いたします。

新年度予算につきましては、物価の高止まりによる物件費の増加を見込む中、様々な課題への対応を見据えた編成を行いました。

財源につきましては、必要な分野に重点的かつ効率的に配分するとともに、新たな財源確保に努めたところでございます。

新年度一般会計の予算総額は、本年度と比較しますと32億5,000万円、19.3%の増額となる200億5,000万円としたところでございます。

歳出予算の概要でありますが、中出張所等複合新庁舎整備事業、離島留学学生寮整備事業、都市再生整備事業など計画に沿った重点施策はもとより、航路・航空路旅客運賃助成事業をはじめとする、有人国境離島特措法に基づく各種施策など、ハード面・ソフト面のバランス

を意識した予算を計上しております。

また、子どもの医療費無料化の拡充、及び小中学校入学時の体操服等支給事業といった子育て支援の充実、並びに木質バイオマス発電事業をはじめとするゼロカーボンシティの実現に向けた取り組み、及び町政 20 周年記念事業に係る予算なども計上しております。

その他、フェリーしらしま後継船建造事業や消防本部無線システム更新事業などの広域事業に対する負担金につきましても必要額を確保したところでございます。

一方の歳入予算の概要ですが、町税につきましては 0.6% の増額となっており、地方交付税につきましては、普通交付税、特別交付税を合わせ、前年度比 3.5% の増額を見込んで計上しております。

また、財源不足への対応として、財政調整基金、減債基金からの繰入金を予定しております。

「地方債」は、起債の目的、及び借入限度額を定めるものであります。そのほか、一時借入金の借入最高額を 30 億円とし、歳出予算の流用の範囲を定める予算を提案するものであります。

次に、議第 53 号の「令和 6 年度隱岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算」についてでありますが、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 19 億 1,350 万円としております。

予算総額は、前年度とほぼ同額となっております。

歳出予算の主なものは、保険給付費、県への納付金、保健事業費、診療所繰出金等であります。歳入予算では、保険税、県支出金、繰入金等を計上しております。

次に、議第 54 号の「令和 6 年度隱岐の島町駐車場事業特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ 2,480 万円としております。

予算総額は、前年度比で 2.4% の減額となっております。この主な要因は、消費税納税額の減によるものであります。

歳出予算の主なものは、第 1 駐車場、第 2 駐車場及び立体駐車場の管理運営費を計上しております。歳入予算では、使用料を計上しております。

次に、議第 55 号の「令和 6 年度隱岐の島町中財産区特別会計予算」についてであります。歳入歳出の総額を、それぞれ 80 万円としております。

歳出予算の主なものは、管理会費及び財産管理費であります。歳入予算では、土地貸付料等を計上しております。

次に、議第 56 号の「令和 6 年度隱岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」について

てであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ 4 億 5,740 万円としております。

予算総額は、前年度比で 5.5% の増となっております。この主な要因は、島根県後期高齢者医療広域連合への納付金の増額であります。

歳出予算の主なものは、島根県後期高齢者医療広域連合への納付金、保健事業費等であります。歳入予算では、保険料、繰入金、保健事業受託費等を計上しております。

次に、議第 57 号の「令和 6 年度隱岐の島町水道事業会計予算」についてであります。第 2 条におきまして、企業活動の基本目標として、業務の予定量を定めております。

第 3 条では、経営活動に伴う取引により発生が予定されるすべての収益 6 億 5,490 万 9,000 円と、それに対応する費用 6 億 3,127 万 9,000 円を計上しております。

第 4 条では、設備更新等の建設改良費用及び、現有施設の建設に要した企業債元金償還金等、4 億 2,910 万 2,000 円を計上しております。

第 5 条では、企業債の目的、限度額等を定め計上しております。

第 6 条では、一時借入金の最高限度額を規定しております。

第 7 条では、予算の執行にあたり、流用ができる項目について定めております。

第 8 条では、予算の執行にあたり、流用の制限が考慮されるべき項目を定めております。

第 9 条では、一般会計からの補助金を計上し、第 10 条におきまして貯蔵品の購入に制限を設けております。

主な事業としては、布施浄水場をはじめとする設備更新工事、下水道整備や道路改良工事に伴う支障移転工事、水道施設台帳電子化業務のほか、今後の経営方針を示す水道ビジョン、及び経営戦略の策定業務費を計上しております。

次に、議第 58 号の「令和 6 年度隱岐の島町下水道事業会計予算」についてであります。第 2 条におきまして、企業活動の基本目標として、業務の予定量を定めております。

第 3 条では、経営活動に伴う取引により発生が予定されるすべての収益 8 億 6,582 万 8,000 円と、それに対応する費用 8 億 6,582 万 8,000 円を計上しております。

第 4 条では、下水道施設整備、更新等の建設改良費用、及び現有施設の建設に要した企業債元金償還金など、16 億 1,713 万 1,000 円を計上しております。

第 4 条の 2 では、下水道事業特別会計を打ち切り決算し、公営企業会計に引き継いだ未収金及び未払い金を計上しております。

第 5 条では、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について定めております。

第6条では、企業債の目的、限度額等を定め計上しております。

第7条では、一時借入金の最高限度額を規定しております。

第8条では、予算の執行にあたり、流用ができる項目について定めております。

第9条では、予算の執行にあたり、流用の制限が考慮されるべき項目を定めております。

第10条では、一般会計からの補助金を計上しております。

主な事業としては、西郷地区及び五箇地区の公共下水道事業、中村地区の漁業集落排水事業、及び市町村設置浄化槽事業により普及率の向上を図るとともに、既存施設の修繕・更新を計画的に行ってまいります。

続きまして、諮問第1号から諮問第3号の「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて」ありますが、本町の人権擁護委員10名のうち、3名が本年6月30日をもって任期満了となりますことから、引続き平田芳春氏、室山美恵子氏、及び常平広志氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、58件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（池田信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

日程 第8. 補正予算案の詳細説明

「補正予算案の詳細説明」を行います。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 11時34分）

（全員協議会開会宣言 11時34分）

ただ今より、昼食休憩といたします。

（全員協議会休憩宣言 12時07分）

○議長（池田信博）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣言 13時30分）

（本会議再開宣言 13時30分）

以上で、「補正予算案の詳細説明」を終わります。

日程 第9. 質疑

「質疑」を行います。

町長提出議案の議第 41 号「令和 5 年度隱岐の島町一般会計補正予算（第 9 号）」から議第 51 号「令和 5 年度隱岐の島町上水道事業会計補正予算（第 3 号）」までの 11 件について、質疑を行います。

はじめに、議第 41 号「令和 5 年度隱岐の島町一般会計補正予算（第 9 号）」について行います。

「補正予算説明資料No.5」の 8 ページ。

「歳出」から順次始めます。

質疑はございませんか。

8 ページ、9 ページありませんか。

（「なし」の声を確認）

10 ページ、11 ページありませんか。

（「なし」の声を確認）

12 ページ、13 ページありませんか。

13 番：石田 茂春 議員

○13番（石田 茂春）

児童手当費の「特例給付」というのは、所得に応じての分ですか。詳細をお願いします。

○番外（保健福祉課長 野津千秋）

「特例給付」は所得制限の掛かっている方に対して、所得が多い方は所得制限が掛かりますので、その方には月 5,000 円ということで特例給付がなされます。

○13番（石田 茂春）

分かりました。

○議長（池田信博）

他にございますか。

（「なし」の声を確認）

14 ページ、15 ページありませんか。

（「なし」の声を確認）

16 ページ、17 ページありませんか。

（「なし」の声を確認）

18 ページ、19 ページありませんか。

(「なし」の声を確認)

20 ページ、21 ページありませんか。

(「なし」の声を確認)

次に、「歳入」について、4 ページから行います。

4 ページから 7 ページ、質疑はありませんか。

(「なし」の声を確認)

次に、議第 42 号「令和 5 年度隱岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）」について、24 ページから行います。

24 ページ、25 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

次に、議第 43 号「令和 5 年度隱岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第 4 号）」について、27 ページから行います。

27 ページ、28 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

次に、議第 44 号「令和 5 年度隱岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第 3 号）」について、30 ページから行います。

30 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

31 ページ、32 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

次に、議第 45 号「令和 5 年度隱岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第 3 号）」について、34 ページから行います。

34 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

35 ページ、36 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

次に、議第 46 号「令和 5 年度隱岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）」について、38 ページから行います。

38 ページ、39 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

次に、議第 47 号「令和 5 年度隱岐の町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 1 号）」について、41 ページから行います。

41 ページ、42 ページ、質疑はございませんか。

（「なし」の声を確認）

次に、議第 48 号「令和 5 年度隱岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 2 号）」について、44 ページから行います。

44 ページ、質疑はございませんか。

（「なし」の声を確認）

45 ページ、質疑はございませんか。

（「なし」の声を確認）

次に、議第 49 号「令和 5 年度隱岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」について、47 ページから行います。

47 ページ、質疑はございませんか。

（「なし」の声を確認）

48 ページ、質疑はございませんか。

（「なし」の声を確認）

次に、議第 50 号「令和 5 年度隱岐の島町後期高齢者医療保険施設勘定（西郷歯科診療所）特別会計補正予算（第 3 号）」について、50 ページから行います。

50 ページ、質疑はございませんか。

（「なし」の声を確認）

51 ページ、質疑はございませんか。

（「なし」の声を確認）

最後に、議第 51 号「令和 5 年度隱岐の島町上水道事業会計補正予算（第 3 号）」について、補正予算に関する説明書「資料No.4」の 64 ページをご覧ください。

64 ページ、質疑はございませんか。

（「なし」の声を確認）

他に、全体を通してありませんか。

7 番：村上 謙武 議員

○7番（村上謙武）

全体を通してということなので、議第 41 号の中に「繰越明許費」として 20 件ほど計上さ

れているということで、概要について説明をお願いします。

○番外（財政課長 長田寿幸）

議案 80 ページに、「繰越明許費補正」ということで 20 件ほど挙げさせていただいております。それぞれ事業については各担当課のほうで、詳細ということになれば私の方からはお答えをすることは出来ませんが、それぞれ今日説明いたしましたとおり、総務費の方の「交通安全対策事業」、また社会福祉費の方の「障がい者福祉総務事業」につきましては今回 3 月補正で、追加で「過疎債」同意枠が確保できたことから予算化したものでありまして、それについてはそれも併せて繰越しをするものでございます。それ以外の事業につきましては、既に事業の方は進めておりますけども、諸般の事情によりそれぞれ繰越す必要があるという事で繰越すものであります。一つずつ、所管の課長より説明をお願いしたいと思います。

○議長（池田信博）

それでは、総務費「交通安全対策事業」から危機管理室長。

○番外（危機管理室長 曽我部一彦）

それでは、「交通安全対策事業」についてでございます。「隠岐高齢者研修施設改修事業」でございますが、こちらは「隠岐自動車練習場改修事業」から事業名を変更させていただいております。こちらにつきましては令和 4 年度から令和 7 年度の 4 か年計画で改修事業を実施する予定でございます。

今回、補正計上いたしました敷地造成工事、既設建物解体工事、建築確認申請業務委託につきましては、新年度当初予算での計上を予定しておりましたが、本年度過疎対策事業債の同意枠の増額が見込まれることから、事業を前倒しして補正計上するものでございます。議案資料 3 の 95 ページに詳細を載せておりますので、後ほどご確認をいただければと思います。以上でございます。

○番外（町民課長 和田美由貴）

町民課の方からは「戸籍住民基本台帳費」の方の説明をさせていただきます。こちらの内容につきましては戸籍附票システムの改修費となっておりまして、こちらの事業が令和 5 年度から 6 年度の継続事業となっております。今回の 3 月補正の方で増額補正を計上させていただいておりますが、契約を一本化することによって経費節減となっておりますので、6 年度までの継続事業といたしまして繰越しさせていただきます。よろしくお願いします。

○番外（住民福祉担当課長 広江和彦）

社会福祉費の方から、1 点目の「物価高騰対応重点支援給付金事業」でございます。本件

につきましては2月臨時会等で補正予算を計上させていただいております、低所得世帯に対する10万円給付、そして18歳未満のお子様のいらっしゃる場合の加算の5万円給付等の財源を繰越して実施していくというところでございます。事業詳細につきましては、既にご説明申し上げておりますので割愛をさせていただきます。

続いて、2点目の「障がい者福祉総務事業」でございます。本件につきましては、この度の補正予算に計上させていただいております「博愛グループホーム建設整備事業」の事業費でございます。こちらにつきましては、法人の事業計画では当初6年度整備ということで進んでおります。この度、町の補助金にかかる財源の確保の見通しがたったことから、この度の補正予算に計上の上、繰越しをさせていただくということでございます。事業詳細につきましては、議案関係資料の100ページ、101ページの方に掲載しておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○番外（農林水産課長 河北尚夫）

農林水産業費の方の補足説明をさせていただきます。まず、農業費の「農道橋梁長寿命化対策事業」、これは3月補正で説明がありましたように国からの追加割当てにより、その分繰越しを行うというものであります。

林業費に移ります、「林業専用道開設事業」ですが、これについては7月に豪雨と言いますか災害があったこと、それから令和2年度、3年度災害復旧最終年度というところで、災害復旧工事が集中したというところでマンパワーが足りなかつたこと。そちらを優先的にやつてくれということで、やっておりましたので繰越しとなっております。

次に、水産業費の「中村地区集落環境整備事業」についてですが、これは防火水槽設置工事の実施にあたりまして地元と位置とか調整が時間を要したことによって繰越しとさせていただいております。その下、「港整備交付金事業」、これは油井漁港ケーソンの据付け、消波ブロックの据付けですが、今年度は特に海況の状況が思わしくなくて海上作業が非常に困難でございましたことから、工期の延期の必要が生じたものでございます。

飛びますが、災害復旧費の「林業施設災害復旧事業（過年補助）」でございますが、これについては先ほど林業専用道で申したとおり、災害復旧が令和2年度が繰越しでの最終年度であり、令和3年度が最終年度というところでございまして、工事が集中しておりまして工期内の竣工が困難となつたということでございます。以上です。

○番外（上下水道課長 村上和久）

農林水産業費の「中村地区漁業集落環境整備事業（水産飲雜用水）」について、説明させて

いただきます。これは中村地区の水道を下水道と一緒に整備する工事でございまして、下水道特別会計の方でも他工事との調整により管路布設工事を繰越明許補正をしております。それにあわせて一緒に入れる水道について、今回、次年度に繰越して事業を行うものでございます。以上です。

○番外（商工観光課長　鳥井　登）

続きまして、商工費でございます。

「プレミアム付き商品券事業」でございます。これは先月2月の臨時議会におきまして、ご承認をいただきました事業でございます。国の交付金の目途も付きましたことから、急遽臨時議会を開催していただき、補正計上をさせていただいたものでございます。その際にも説明をさせていただいたと思っておりますが、この春先から夏前まで5月連休を含めた夏前までのところの消費喚起を促していく事業ということで設定させていただいておりましたので、予算的には繰越しをさせて執行していくものでございます。

もう一つが観光費の「観光施設管理運営事業」でございます。これは中村の海水浴場の管理棟の改築工事を現在施工中でございます。これは5年度の出来高分を想定しておりましたが、若干、工程の進捗に遅れがございましたので繰越しをさせていただくものでございますが、まず現地の地盤調査を行わなければならないということとなりまして、その調査及び分析結果が出るまで不測の日数を要したということと、一部の資材におきまして現場に入れることができがちょっと工期が伸びたということもありまして、トータルして若干の繰越しをさせていただいて進めるということとしたものでございます。以上です。

○番外（建設課長　田中文男）

建設課からは8款土木費の「道路橋梁費」でございます。

まず「災害に強く安全安心な道路整備事業」でございますが、この中には中条152号線冠水対策工事原田保育所付近の冠水対策工事でございますが、他事業、下水道管との併設が必要になったことによって不測の日数を費やしており繰越し案件となったものでございます。

続きまして、「通学路安全対策整備事業」でございます。こちらが3件ございまして、まず1件、宮の前西町線西町校区上八尾付近道路改良工事を行っておりますが、埋設物、水道管の保護工、コンクリートの巻き立て工事に不測の日数を費やしたこと、また西郷3号線役場前の道路ですね。西郷88号線これは西郷小学校へ西町側から上がる道路でございます。こちらの用地及び補償費が難航しております日数を費やしております。

続きまして、「町単道路改良事業」でございます。こちらは平地区の開発に伴いまして、中

条199号線の排水路に使用するボックスカルバート及び特殊排水管が必要となっております。こちら納期に不測の日数を費やしたものでございます。

続きまして、11の「災害復旧費」です。先ほど農林課長からも説明がありましたとおり、令和2年、令和3年におきまして、かなりの数の災害が発生しており今年度につきましても、この年度内の完了が困難となって繰越しとさせていただいております。以上です。

○議長（池田信博）

村上議員、よろしいですか。

7番：村上謙武議員

○7番（村上謙武）

農林水産業費の「港整備交付金事業」2億円ちょっと出ているが、これについて説明を。

○番外（農林水産課長河北尚夫）

これは蔵田地区の港内に砂が堆積するということで、防波堤を延伸するという工事で令和3年、4年、5年とやってきておりまして、今年度が昨年度製作したケーソンを据付ける。それからケーソンの高さ位まで消波ブロックを据付けるといった海上作業が主な工事でございます。これについて、昨年後半ぐらいから凄く海上の状況が悪く、漁師の方たちもなかなか漁に行けない状況でございましたので、海上作業が出来ない日が非常に多かったということで繰越しをさせていただきます、ということです。

○議長（池田信博）

7番：村上謙武議員

○7番（村上謙武）

大体「繰越明許費」の内容は分かったのですが、最後にトータルで大体約いくらぐらいの総額になるのでしょうか。

○番外（財政課長長田寿幸）

合計等の欄は設けておりませんが、集計したところでは10億4,382万9,000円ということになります。今回出されたものは、今の時点で繰越しの限度額というかたちですので、最終的には、集計されたものというのは6月のところで「繰越計算書」というかたちで出させていただきますのでご了解ください。

○7番（村上謙武）

終わります。

○議長（池田信博）

他にございませんか。

(「なし」の声を確認)

以上で、「質疑」を終わります。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

(本会議休憩宣告 13時48分)

(全員協議会開会宣告 13時48分)

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

(全員協議会閉会宣告 13時51分)

(本会議再開宣告 13時51分)

日 程 第 10. 討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の議第41号「令和5年度隱岐の島町一般会計補正予算（第9号）」から、議第51号「令和5年度隱岐の島町上水道事業会計補正予算（第3号）」までの補正予算関係11件について、一括して討論に付します。

討論は、ありませんか。

(「なし」の声を確認)

「討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 11. 採 決

採決は起立によって行います。

はじめに、議第41号「令和5年度隱岐の島町一般会計補正予算（第9号）」について、採決をいたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第41号は原案のとおり「可決」されました。

次に、議第42号「令和5年度隱岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）」から議第50号「令和5年度隱岐の島町国民健康保険施設勘定（西郷歯科診療所）特別会計補正予算（第3号）」までの9件を一括して採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 42 号から議第 50 号までの 9 件については原案のとおり「可決」されました。

最後に、議第 51 号「令和 5 年度隱岐の島町上水道事業会計補正予算(第 3 号)」について採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 51 号は原案のとおり「可決」されました。

以上で、「採決」を終わります。

日 程 第 12. 休会について

「休会について」を議題といたします。

お諮りします。

明日 3 月 5 日から 7 日まで、全員協議会及び委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認め、そのように決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

次の本会議は、3 月 8 日に開き「一般質問」を行います。

本日は、これにて散会いたします。

(散 会 宣 告 13 時 55 分)

以 下 余 白